

令和 7 年度

(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)

学校法人茶屋四郎次郎記念学園

事 業 報 告 書

学校法人茶屋四郎次郎記念学園

東京福祉大学・大学院

東京福祉大学短期大学部

学校法人茶屋四郎次郎記念学園

令和7年度事業報告書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

法人の概要

1. 法人の名称	学校法人茶屋四郎次郎記念学園		
2. 事務所の所在地	東京都豊島区東池袋四丁目23番1号		
3. 設置する学校	東京福祉大学	社会福祉学部 保育児童学部 教育学部 心理学部	社会福祉学科 保育児童学科 教育学科 心理学科
	東京福祉大学大学院	社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 社会福祉学専攻 児童学専攻 教育学研究科 教育学専攻 心理学研究科 臨床心理学専攻 臨床心理学専攻	博士課程前期 博士課程後期 修士課程 修士課程 修士課程 博士課程前期 博士課程後期
	東京福祉大学 (通信教育課程)	社会福祉学部 保育児童学部 教育学部 心理学部	社会福祉学科 保育児童学科 教育学科 心理学科
	東京福祉大学大学院 (通信教育課程)	社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 児童学専攻 心理学研究科 臨床心理学専攻	博士課程前期 修士課程 修士課程 博士課程前期
	東京福祉大学短期大学部 (通信教育課程)	こども学科 幼児教育専攻 こども教育・保育専攻	

4. 建学の精神・基本理念、・使命・目的

【建学の精神・基本理念】

本学は、建学の精神を「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」と定め、国際的な広い視野と他者への深い愛情と思いやり、未知の問題に果敢にチャレンジして切り開くフロンティア精神を持ち、柔軟で合理的な思考力による問題発見・解決のための知識と技術を備え、理論的・科学的能力と実践的能力を統合して社会に貢献することができる人材を育成する。さらに、福祉・心理・教育・保育などの領域における発展に貢献する研究を行い、社会に開かれた大学として、生涯学習社会における学習ニーズに応えるとともに、地域社会の人々に対して、地域連携を通じた社会貢献事業を推進することを基本理念としている。

【使命・目的】

東京福祉大学の使命を「できなかった子(生徒)をできる子(学生)にするのが教育」と元来しており、高校時代に勉強が苦手だった学生でも、全ての学生が双方向対話型の授業を基本とする本学の教育方法を通して学力を伸ばし、国家試験や公務員試験、教員採用試験、臨床心理士試験などの各種試験に合格できるような、優秀な人間に生まれ変わらせる真の教育を実践し、卒業後の明るい未来を保障することを通して教育力の高い社会に貢献することを目的としている。

5. 沿革

平成 12 年 4 月	東京福祉大学 開学
	東京福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科及び同通信教育課程 開設
平成 15 年 4 月	東京福祉大学大学院 開学
〃	東京福祉大学大学院 社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程 (前期・後期)、同博士課程(前期) 通信教育課程 開設
〃	東京福祉大学大学院 社会福祉学研究科臨床心理学専攻修士課程及び 同通信教育課程 開設
平成 16 年 4 月	東京福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科保育児童福祉専攻 開設
〃	東京福祉大学 留学生日本語別科 開設
平成 17 年 4 月	東京福祉大学 保育児童学科及び同通信教育課程 開設
平成 18 年 4 月	東京福祉大学短期大学部 こども学科 開学
平成 19 年 4 月	東京福祉大学 教育学部教育学学科及び同通信教育課程 開設
〃	東京福祉大学大学院 社会福祉学研究科臨床心理学博士課程 開設
〃	東京福祉大学大学院 社会福祉学研究科児童学専攻修士課程 開設
〃	東京福祉大学短期大学部 こども学科通信教育課程 開設
平成 19 年 6 月	学校法人茶屋四郎次郎記念学園に法人名称を変更
平成 20 年 4 月	東京福祉大学 社会福祉学研究科児童学専攻修士課程 通信教育課程 開設
〃	東京福祉大学大学院 心理学研究科臨床心理学専攻博士課程 (前期・後期)、同博士課程(前期) 通信教育課程 開設
平成 21 年 4 月	東京福祉大学心理学部心理学科及び同通信教育課程 開設
平成 23 年 4 月	東京福祉大学大学院 教育学研究科臨床教育学専攻修士課程 開設
平成 25 年 4 月	東京福祉大学大学院 教育学研究科臨床教育学専攻を教育学専攻に名称変更
平成 28 年 4 月	東京福祉大学短期大学部 こども学科保育幼児教育専攻(2 年制)、 こども教育・保育専攻(3 年制)及び同通信教育課程幼児教育専攻(2 年制)、 こども教育・保育専攻(3 年制) 開設
平成 30 年 4 月	東京福祉大学短期大学部こども教育・保育専攻(3 年制) 募集停止

〃 社会福祉学部保育児童学科を保育児童学部保育児童学科に改組
 令和5年3月 東京福祉大学 社会福祉学部保育児童学科（通学課程） 廃止
 令和5年4月 東京福祉大学短期大学部 募集停止
 東京福祉大学短期大学部 通信教育課程 募集停止
 令和7年3月 東京福祉大学 社会福祉学部保育児童学科（通信教育課程） 廃止
 東京福祉大学短期大学部（通学課程） 廃止

6. 学生数等

（1）定員・学生数等

東京福祉大学

学部・学科名	入学定員	入学者数※1	収容定員	在籍学生数
社会福祉学部 社会福祉学科	490 名	787 名	1,990 名	1,925 名
保育児童学部 保育児童学科	100 名	156 名	460 名	396 名
教育学部 教育学科	220 名	275 名	940 名	703 名
心理学部 心理学科	260 名	286 名	1,070 名	929 名
計	1,070 名	1,504 名	4,460 名	3,953 名

東京福祉大学大学院

研究科名	入学定員	入学者数	収容定員	在籍学生数
社会福祉学研究科				
社会福祉学専攻 博士課程前期	70 名	182 名	140 名	460 名
博士課程後期	3 名	21 名	9 名	67 名
児童学専攻 修士課程	10 名	11 名	20 名	20 名
教育学研究科				
教育学専攻 修士課程	30 名	40 名	60 名	105 名
心理学研究科				
臨床心理学専攻 博士課程前期	30 名	11 名	60 名	24 名
博士課程後期	3 名	0 名	9 名	3 名
計	146 名	265 名	298 名	679 名

東京福祉大学 通信教育課程※2

学部・学科名	入学定員	入学者数	収容定員	在籍学生数
社会福祉学部 社会福祉学科	520 名	99 名	2,705 名	441 名
保育児童学部 保育児童学科	100 名	47 名	880 名	172 名
教育学部 教育学科	200 名	42 名	1,880 名	172 名
心理学部 心理学科	300 名	204 名	1,925 名	896 名
計	1,120 名	392 名	7,390 名	1,681 名

東京福祉大学大学院 通信教育課程

研究科名	入学定員	入学者数	収容定員	在籍学生数
社会福祉学研究科				
社会福祉学専攻 博士課程前期	60 名	2 名	120 名	9 名
児童学専攻 修士課程	10 名	4 名	20 名	14 名
心理学研究科				
臨床心理学専攻 博士課程前期	30 名	6 名	60 名	20 名
計	100 名	12 名	200 名	43 名

東京福祉大学短期大学部 通信教育課程※3

学部・学科名	入学定員	入学者数	収容定員	在籍学生数
こども学科				
幼児教育専攻	0 名	—	—	11 名
こども教育・保育専攻	0 名	—	—	94 名
計	350 名	0 名	0 名	105 名

参考：令和 7 年度学校基本調査（令和 7 年 5 月 1 日現在）

- ※1 通学課程（学部）は、春期入学学生並びに、秋期入学学生及び編入学者を含んでいる。
- ※2 通信教育課程（学部）は、正科生の春期入学学生並びに、秋期入学学生及び編入学学生を含んでいる。
- ※3 通信教育課程（短期大学部）は、正科生の春期入学学生並びに秋期入学学生及び転入学学生を含んでいる。

(2) 卒業生数・国家試験等合格者数・就職率

東京福祉大学

学部・学科名	卒業生数	国家試験合格者数			教員採用試験合格者数	公務員試験合格者数※	就職率※
		社会福祉士	精神保健福祉士	介護福祉士			
社会福祉学部 社会福祉学科	271 名	33 名	4 名	8 名	0 名	5 名	92.6%
保育児童学部 保育児童学科	68 名	4 名	—	—	2 名	6 名	100%
教育学部 教育学科	151 名	—	—	—	41 名	2 名	97.2%
心理学部 心理学科	189 名	2 名	5 名	—	0 名	5 名	95.1%

東京福祉大学大学院

研究科名	修了者数	臨床心理士試験合格者数	公認心理師試験合格者数
社会福祉学研究科	149 名	—	0 名
心理学研究科	12 名	6 名	7 名
教育学研究科	60 名	—	0 名

- ※ 令和 7 年度卒業生の就職率。
- ※ 就職率は小数点以下第 2 位を四捨五入。
- ※ 就職率は内定者/就職希望者の割合。
- ※ 内定者は正規、非正規、一時的な仕事に就いた者の合計。
- ※ 臨床心理士試験は修了後に受験のため、合格者数は前年度の修了者。
- ※ 教員採用試験合格者数、公務員試験合格者数は延べ人数

東京福祉大学 通信教育課程※

学部・学科名	卒業生数	国家試験合格者数		教員採用試験合格者数
		社会福祉士	精神保健福祉士	
社会福祉学部 社会福祉学科	133 名			0 名
保育児童学部 保育児童学科	29 名	25 名	14 名	7 名
教育学部 教育学科	31 名			0 名
心理学部 心理学科	34 名			0 名

- ※ 試験センター発表による新卒者の合格者合計数

東京福祉大学大学院 通信教育課程

学部・学科名	修了者数	臨床心理士試験 合格者数	公認心理師試験 合格者数
社会福祉学研究科	8 名	—	—
心理学研究科	5 名	2 名	1 名

※ 臨床心理士試験は修了後に受験のため、合格者数は前年度の修了者。

東京福祉大学短期大学部 通信教育課程

学部・学科名	卒業者数	教員採用試験合格者数
こども学科		
幼児教育専攻	3 名	0 名
こども教育・保育専攻	72 名	0 名

(3) 精神保健福祉士短期養成通信課程

入学者数	修了者数	精神保健福祉士合格者数
19 名	19 名	15 名

(4) 留学生日本語別科在籍学生数 192 名 (令和 7 年 5 月 1 日現在)

7. 教職員の状況 (令和 7 年 5 月 1 日現在)

教員数	(1) 学長・学長補佐・副学長	2 名
	(2) 社会福祉学部 社会福祉学科	42 名
	(3) 保育児童学部 保育児童学科	21 名
	(4) 教育学部 教育学科	36 名
	(5) 心理学部 心理学科	24 名
	(6) 短期大学部こども学科	5 名
	(7) 留学生日本語別科	15 名
	(8) 留学生教育センター	23 名
	計	168 名

※東京福祉大学大学院の教員は全員兼任。

職員数	計 182 名
-----	---------

8. 役員及び評議員

理事 9 名、監事 2 名、評議員 16 名 (令和 8 年 1 月 26 日現在)

9. 土地及び建物の状況

(1) 土地の状況

校地 62,375.66 m² (うちグラウンド 14,836.00 m²)

(2) 建物の状況

校舎 52,051.67 m²

教育体制の概要

1. 教育体制について

(1) 内部質保証方針の策定

本学の「建学の精神」に基づく教育理念の実現に向け、恒常的に自己点検・評価を行い、検証・改善と向上により、教育の質が適切に担保されていることを自らの責任において説明・保証するため、「内部質保証」の基本方針・推進体制を定め、令和7年6月に公表した。

内部質保証の最終的な責任を負う組織は、学長を議長とする「教育研究評議会」とし、自己点検・評価を基盤として内部質保証を推進する。

自己点検・評価委員会が、新たに設置された業務管理室とともに、大学全体の教育研究活動等についての適切性・有効性を検証し、この検証結果の報告を踏まえ、「教育研究評議会」において恒常的かつ継続的に教育研究活動の改善を実施する。

(2) 学長選考

ガバナンス強化策の一環として、令和7年4月1日より、「学長選考規程」が改定され、「学長等選考規則実施規程」および「学長選任基準規則」が制定された。

これまでの「学長等選考規程」では、選考過程において理事長の影響を強く受けており、教学の独立性が損なわれる懸念があった。改正後の制度では、教育研究評議会が学長候補者選考委員会を設置し、学長候補適任者を選考するなど、学長選考に際し教学機関の権限強化が図られている。

令和7年度は、前学長の辞任に伴い、改正後初めて、新プロセスでの学長選考が行われた。結果、令和7年6月26日付で坂井二郎氏が学長に任命された。

(3) 学生生活満足度調査の実施

本調査は本学に在籍している通学課程の学生を対象に、全学学生支援委員会が各キャンパスにおける学生生活に関わる支援体制、施設・設備等に対する満足度を調査し、その実態を把握することにより、今後の本学における学生支援及び教育環境の整備・充実を図っていくための基礎資料とするものである。

また、本学では、認証評価にて適合認定をうける必要がある。そして、今後社会的にも更に自己点検・自己評価を進めながら改革を行い、社会的使命を果たしていかなければならない。本調査を行うことは、主役である学生の意向を把握していくことで、より現実的な教育環境の整備及び学生支援体制が行えるものとして考えている。

これまで平成21年度に伊勢崎キャンパス、池袋キャンパスで調査を実施し、その後、平成26年度、平成28年度、平成30年度は全キャンパスにおいて学部の在学学生を対象に実施してきた。その後コロナ禍で授業がリモートで行われたため調査を行えなかったが、令和5年度より全面対面授業となり学生生活も正常化しつつあることから、調査方法をWEB上での回答に変更し、新たに大学院の在学学生を対象に加え調査を再開。令和7年度も同様の形で調査を実施した。

実施後は、全学学生支援委員会における学生生活支援専門部会を中心に分析と精査をしたのち、報告書ならびに学生公表用の簡易版作成と対応について、大学HPで公開した。

(4) FD活動の状況

1点目として、教員の教育力の強化のために、専任教員による相互の授業見学を実施し、授業内容シラバスとの対比を行った。また、研修担当教員による新任教員への教授法の指導や、全専任教員に対する研修会を実施するとともに、「授業の指針（改編版）」を全教員に送付し、教育方法の実践につなげる注意喚起を促した。

2点目として、教育内容の精査と評価のために、FD活動の一環として、学生による授業評価アンケートを各学期後に実施した。その上で、授業に対する要望等を担当教員と共有することで、今後の改善指導に繋がる取り組みを行った。

(5) SD活動の状況

令和7年度は5回のSD研修会を実施した。概要は以下の通りである。

①第1回 7月10日

高等教育におけるSDの意義（中央大学法学部特任教授 工藤潤先生）

この研修では、SDが求められる背景について説明し、大学運営におけるFD、SDの意義や、最新の大学設置基準の解説、内部質保証・新しい認証評価などについて、教職員向けにわかりやすく解説していただいた。この研修を通じて大学教員・職員の資質向上に寄与した。

②第2回 9月11日

コンプライアンスの進め方（フロンティア・マネジメント株式会社 弁護士 岩下真子先生）

「コンプライアンスとは何か?」、「大学を取り巻く社会環境の変化とコンプライアンスの重要性」、「情報化社会におけるリスク」、「コンプライアンス違反によるリスクと社会の厳しい目」等の視点から、大学におけるコンプライアンスの重要性について、具体例を交えながらわかりやすく解説していただいた。後半では、身近な場面で不正が発生した際の適切な対処法や、留学生の受け入れに関する体制整備について、参加者自身が考えを深められるようワークシート形式で実践的な演習も行われた。

③第3回 10月2日

健全な研究活動のための研究者の心得（保育児童学部教授 佐野葉子先生、心理学部教授 成本忠正先生、心理学部教授 家近早苗先生）

研究活動における不正行為等の防止と、公的研究費不正防止に関する研修を実施した。

本学での関連規程類の解説や、具体的な事例紹介を行い、文部科学省が定める『研究活動の不正行為への対応のガイドライン』に沿った研究活動を行うことを説明いただいた。

公的研究費不正使用防止研修会では、文部科学省が定める『公的研究費の管理・監査のガイドライン』に関する詳細な解説がなされ、併せて本学で競争的研究費等の運営・管理を適正に行うための責任体制や組織、規程が説明された。内部監査室からの指摘事項や研究インテグリティの確保についての説明もなされ、研修会終了後には理解度アンケートとともに誓約書の提出も求めた。

④第4回 11月27日

ハラスメントとは ー弁護士の視点ー（弁護士 古田雄久先生）

ハラスメントの定義やハラスメントの種類（モラハラ、パワハラ等）が説明された。ハラスメントがなぜ起こるのか、意識メカニズムや、ハラスメントを防止するための方策として、例えば自身を客観視することが重要である点等、わかりやすく解説していただいた。

⑤第5回 3月26日

コンプライアンス意識調査の結果報告、個人情報と著作権に関するコンプライアンス研修（フロンティア・マネジメント株式会社 綿引広介先生、岩下真子先生）

コンプライアンスに対する全教職員対象の意識調査の結果報告がなされた。教職員間では高いコンプライアンス意識がある一方、不正を見つけた際の指摘・報告に抵抗を持つもの

が多いことが明らかとなった。引き続き、今後も上層部からの状況共有の徹底や教育と意識改革の継続のための研修が重要であることを解説していただいた。

研修の後半では、個人情報の保護と著作権をテーマに、個人情報利用時の注意事項やインシデント時の対応、著作権の定義や注意事項について解説していただいた。

(6) カリキュラム変更

令和7年度において、カリキュラム変更については5点検討し、令和8年度からの運用が決定された。以下、その概要となる。

1点目として、留学生向けのキャリア教育科目を改称することとした。改称する背景には、旧名称において学修内容が分かりにくい(日本人学生向けのキャリア教育科目と同一名称であるにもかかわらず、講義内容が異なる)という問題点があったため、留学生のキャリア教育(日本語能力)の充実を図りつつ、学修内容に沿った名称(「学術日本語Ⅰ・Ⅱ」、「ビジネス日本語Ⅰ・Ⅱ」)へと変更した。

なお、授業時間数については、改称した4科目のうち、3科目(「学術日本語Ⅰ・Ⅱ」、「ビジネス日本語Ⅰ」)については従来通り60時間(30コマ)を維持し、4年次に開講する「ビジネス日本語Ⅱ」のみ、学生の効果的な学習や負担面を考慮し、従来の60時間(30コマ)から30時間(15コマ)に変更した。

2点目として、日本人学生向けのキャリア教育科目の一部の科目(教養系及び教員系の科目)について、学生の効果的な学習や負担面を考慮し、従来の60時間(30コマ)から30時間(15コマ)に変更した。なお、単位数の変更は伴わない。

3点目として、総合教育科目の「教員基礎演習Ⅰ」の履修方法を「必修」から「選択必修」に変更を行った。これは令和8年度より、留学生キャリア科目の名称変更に伴い「学術日本語Ⅰ」が開講されたことで科目選択が可能となったため、実態に合わせ、履修区分を「必修」から「選択必修」へと変更したものである。

4点目として、指定保育士養成課程における教養科目の告示科目「体育(講義1単位・実技1単位)」において、「健康・スポーツ」に加え、「レクリエーションワーク」の科目を追加した。これまでは実技1単位における15時間分の不足を「赤城山宿泊研修」及び「合同スポーツデイ」等の学内行事や実技授業で補完してきたが、令和7年度より「赤城山宿泊研修」が廃止になったことに伴い、代替措置を講じる必要が生じたのが変更理由となる。

5点目として、総合教育科目の「福祉と教育」の履修方法を「必修」から「選択」とし、授業時間数も60時間(30コマ)から30時間(15コマ)に変更した。学生の履修自由度向上及び負担軽減を変更の趣旨とし、令和8年度入学生から適用する。なお、令和7年度以前に入学した学生で、当該科目を履修していない学生(再履修を含む)は、変更後の授業時間数(コマ数)を履修することにより、変更前の科目に読み替えるものとする。

(7) キャリア支援

学生情報の共有化を進め、教員免許や国家資格の取得支援、就職相談など学生サービスを総合的かつ一体的に提供することを目的に、就職支援室及び福祉専門職支援室並びに教職課程支援室を統合し、令和6年度から伊勢崎キャンパス及び池袋キャンパス並びに王子キャンパスに「キャリア支援室」を開設している。

【就職関係】

学生の将来の夢や志望を踏まえた就職支援を実現するため、オリエンテーション(就職への動機づけなど)、ガイダンス(スケジュール、業界研究、公務員、福祉職、インターシップなど)、各種セミナー(エントリーシート及び履歴書の書き方、面接対策など)の開催、就職相談、個別面談、求人票や企業情報の管理を行った。卒業生の進路先の集計、留学生の各種日本語能力検定の受験の呼びかけと受験者数、合格者数等のデータ管理を行った。

キャリア教育専門部会及び就職率向上対策班の事務局を担っており、部会の企画、運営の他、各種対策班の情報共有を図り、取りまとめ等を行った。

【福祉関係】

福祉実習（ソーシャルワーク実習、精神保健福祉実習、介護実習、保育実習）及び心理実習・心理実践実習に関する学生の実習支援、施設配属、巡回指導教員や実習先との連絡調整、各種実習に係る手引き、実習記録の管理を行った。各種実習指導の授業担当教員と協力し、学生の実習が円滑に進むよう実習事務手続きに関する周知・説明を行った。

また、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の模擬試験及び国家試験、資格申請に関する業務、保育士資格申請・登録に関する業務を行った。

その他、厚生労働省など関係政省令に基づき、実習教員、実習施設、実習指導者等の登録内容について監督官庁へ大学等確認変更届の提出を行った。

福祉実習専門部会およびキャリア教育専門部会の国家試験対策班事務局を担っており、試験対策講座や模擬試験の企画・運営、国家試験受験者及び合格者のとりまとめ等を行った。

【教職関係】

教育職員免許状取得を希望する学生に対し、教育実習及び介護等体験の実施支援を行った。教育実習については、実習の手引きを作成・配付し、事前・事後指導まで含めた一連の流れを説明するガイダンスを開催した。また、実習校との連絡調整、実習依頼文書の発送、実習生情報の管理、実習期間中における学生対応及び実習校対応を行い、円滑な実習運営に努めた。介護等体験については、社会福祉施設及び特別支援学校との受入調整を行うとともに、学生への事前説明、必要書類の作成・提出支援等を実施し、体験活動が適切に遂行されるよう支援した。

教員採用試験の受験を希望する学生に対しては、受験情報の提供及び学習支援を実施した。具体的には、自治体別募集要項や試験日程等の情報提供、出願支援、特任教授による模擬面接及び論作文指導、模擬試験の実施に係る運営業務を行った。

学内の委員会・部会業務では、キャリア専門部会（教員採用試験対策班）、地域連携推進専門部会、教育実習専門部会の事務局として、議日程調整、議題整理、資料作成、議事録作成等を行った。また、学内連携の推進、教員採用試験対策事業の企画・運営、全国私立大学教職課程協会が行う「教職課程自己点検・評価報告書」作成の取りまとめ、教育実習に関する学内外の課題共有を行い、実施運営の改善及び学生支援体制の強化に努めた。

（８）合理的配慮支援

令和 6（2024）年 4 月より義務化された合理的配慮支援業務について、令和 7（2025）年度における本学ユニバーサル支援協議会の実績は以下の通りとなる。

○ユニバーサル支援協議会の業務内容

- ・合理的配慮支援申請書の受理
 - ・主担当者の選任
 - ・主担当者が作成した個別支援計画内容に係る協議
 - ・担当科目通知に係る書類の作成
 - ・学生からの苦情等の対応
 - ・学内外における関係部署（教職員を含む）等との連絡調整 等

なお、上述の「主担当者」になる者とは、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理福祉士、公認心理師および医師の資格を有している教員を示しており、ユニバーサル支援協議会の構成員でもある。

令和 7（2025）年度、合理的配慮支援申請者数（申請後の取り下げ等を含む）は、全キャンパスで 12 名（件）の申し出があり、キャンパス別では、次のとおりであった。

- ・池袋キャンパス 4 名（件）〔2024 年度 13 名（件）〕

- ・王子キャンパス 5名（件）〔2024年度 8名（件）〕
- ・伊勢崎キャンパス 3名（件）〔2024年度 6名（件）〕
- ・名古屋キャンパス 0名（件）〔2024年度 0名（件）〕

令和7（2025）年度の支援申請者数は、前年度より減少した。申請者の障がいの種別は精神、もしくは発達に障がいのある学生が全体の8割強で、前年度と同様の状況であった。この結果、支援申請学生を担当する教員（＝主担当者）も、精神、もしくは発達の障がいを専門とする主担当者に多くの負担を強いることとなった。合理的配慮支援を求める学生の多くは、精神、もしくは発達に障がいのある学生であるということは、前年度の実績から把握していたものの、上手く対応することができない結果となった。

なお、上記の12名の申請学生のほかに、令和6（2024）年度から引き続き合理的配慮支援の対象となっている学生が7名いる。

今後の検討事項として、合理的配慮支援の学生対応の体制の見直し（例えば、ユニバーサル支援協議会の有資格者教員以外で、臨床心理士、公認心理師、医師（精神科医を含む）などの有資格教員の活用）について取り組み、大学全体（教職員）が合理的配慮支援に直接的もしくは間接的に関わるような体制づくりの構築を、ユニバーサル支援協議会を中心に今後進めていく必要がある。

その他事業の概要

1. 千輝祭・東京福祉大学フェスの実施について

東京福祉大学フェスは、池袋・王子キャンパスにて10月25日（土）、千輝祭は、伊勢崎キャンパスにて11月1日（土）に実施をした。

池袋・王子キャンパスでは、コロナ禍により学園祭が中止となって以降、学生実行委員が集まらず学園祭の準備・運営が行えない状況にあったが、充実したキャンパスライフの基盤を形成することを目的として、令和2年から東京福祉大学フェスを実施している。以前のような学生を中心とした学園祭にするための準備期間であり、大学フェスをきっかけとして、学生が人間関係を構築し、主体的な準備・運営をしたいと思うきっかけづくりも目的としている。令和7年度は、対面企画のみ実施され、合計10団体が参加した。学部企画やサークル企画では、大人から子どもまで楽しめる内容のものが企画され、学生同士や教員との親睦を深めたことで一体感が生まれ、地域の方々や外部の方の来場もあり、活気のある大学フェスとなった。

伊勢崎キャンパスでは、令和7年度より学生実行委員が立ち上がり、在学生間のコミュニケーションを促すことと、地域住民とのコミュニケーションや活動の範囲を広げることを目的として千輝祭を実施し、外部団体の参加も含めて、43団体が参加した。

学部企画やサークル企画では、教員と学生によるアカデミックな内容から老若男女問わず楽しめる内容のものが企画され、大学の雰囲気を感じるとともに学生同士や学生と教員が一体となる機会となった。

また、伊勢崎キャンパスでは、外部団体の出店や企画参加があった。チラシやポスターの掲示、回覧板に入れて地域住民の方々へご案内し、FMぐんまでラジオ周知をした結果、学内関係者だけでなく、地域の方々の来場も多くあり、大変賑わった。多くの方に東京福祉大学の魅力を知っていただく機会となった。

2. 国際交流の概要

（1）留学生支援体制について

①日本語能力向上支援講座の開講

外国人留学生が、卒業後に日本国内の企業等への就職や大学院への進学を果たし活躍し

ていけるよう支援を行うため、履修単位に関係しない希望者対象講座「日本語能力向上支援講座」を通年実施で週1回、池袋・王子・名古屋の各キャンパスで各30回開講した（伊勢崎キャンパスの学生はオンラインで出席）。3キャンパスにおいてN1レベル、N2レベル、N3相当レベルのクラスに分けて開講し、実出席者は181名であった。

②留学生と日本人との交流促進

日本人学生と留学生でより多くの交流する機会が持てるよう、コミュニケーションアワーと称し自己紹介やミニゲーム、軽い運動を行う活動を実施した。伊勢崎、池袋、王子の3キャンパスで開催し、留学生と日本人の合計参加者は68名であった。

（2）交換留学協定に基づく留学生の受け入れについて

令和7年度は実施していない。

（3）交換留学協定に基づく日本人学生の送り出しについて

令和7年度は実施していない。

（4）海外の大学等との協定について

令和7年10月25日、カトリック応用科学大学との学術交流協定を締結した。

（5）その他

① 8月20、21日に韓国国立公州大学社会福祉学部の4名の学生（同大学が主催する海外グローバルチャレンジというプログラムに選抜された学生）の来訪を伊勢崎キャンパスにて受け入れた。キャンパス見学や在学生との交流の他、伊勢崎市社会福祉協議会への訪問やフードバンクの見学を行った。

② 10月21日、浙江工商大学杭州商学院の関係者6名の来訪を伊勢崎キャンパスにて受け入れた。本学の高齢者福祉人材・保育人材養成について高い評価を受けた。

3. 地域貢献の概要

（1）地域公開講座等の実施

①伊勢崎キャンパス地域公開講座

伊勢崎市（教育部生涯学習課、長寿社会部高齢政策課）との共催により「地域公開講座」を実施した。令和7年度は11/1、11/8、11/22、11/29の4日間で全6講座を開催した。11/1は伊勢崎市長寿社会部高齢政策課との共催講座、またその他の講座はすべて伊勢崎市教育部生涯学習課との共催で実施された。伊勢崎市長寿社会部高齢政策課との共催講座においては伊勢崎市社会福祉法人連絡会にも共催を依頼し三団体連携での講座を実施した。参加者は延べ142名であった。

②池袋キャンパス地域公開講座

池袋キャンパス、王子キャンパスは、合同にて池袋キャンパスを会場として地域公開講座を11/8、11/29、11/29の3日間で全6講座を実施した。参加者は延べ12名であった。豊島区の後援を受け、区広報へ講座情報を掲載している。

③名古屋キャンパス地域公開講座

令和7年度、名古屋キャンパスでは名古屋市教育委員会との共催ではなく、独自開催により11/27、12/4、12/11の3日間で合計3講座を実施した。参加者は延べ21名であった。これまでオンラインを活用した講座を実施していたが、令和7年度はすべての講座を対面方式で実施

した。

④本庄市・本庄市教育委員会との連携講座

「本庄市市民総合大学」へ本学から4名の教員が講師として参加・協力を行った。

⑤専門性向上公開講座

地域の特別支援教育、障害児支援に関わる専門職等を対象に、令和8年3月1日（日）伊勢崎キャンパスを会場として「特別支援教育 専門性向上公開講座」4講座を実施した。

（2）教育委員会との協定に基づく教育等支援について

①「スマイルサポーター事業」への参画

伊勢崎市教育委員会が中心となり行っている市内中学校での学生等ボランティア活動である「スマイルサポーター事業」へ、教育学部を中心に学生の参加希望状況等を踏まえて個別的にボランティア参加等の働きかけを行った。（伊勢崎キャンパス）

②伊勢崎市内小学校におけるボランティア活動

市内小学校での就学時検診時のボランティア派遣依頼を受け、5名の学生が参加、協力を行った。（伊勢崎キャンパス）

③ボランティアチューター実施（池袋キャンパス）

令和8年度からのボランティアチューター実施に向け、教育学部を中心に、ボランティア希望学生への説明会と登録を実施した。第1回の説明会には14名の学生が参加している。

（3）伊勢崎市社会福祉法人連絡会との包括的連携協定の締結（伊勢崎キャンパス）

伊勢崎市内33法人からなる「伊勢崎市社会福祉法人連絡会（事務局：伊勢崎市社会福祉協議会）」と本学との包括的連携協定締結のため、準備を進めた。1) 福祉教育及び人材育成に関すること、2) 人的資源、物的資源の活用に関すること、3) 社会貢献活動の推進に関すること、4) その他、地域福祉の推進に関すること、の4つの連携項目を中心に、相互に協力・連携を図りながら関連事業の企画・実施を図っていく。令和8年4月24日に包括協定を締結した。

（4）地域社会資源との連携事業の実施について

①豊島区ふくし健康まつり（池袋キャンパス）

第37回豊島区ふくし健康まつり（12月7日実施）に本学から教職員が5名、学生ボランティアが4名（留学生2名含む）の総勢59名が参加した。地域の方と交流を深めるとともに学生ボランティアが多方面で活躍した。模擬店で販売した売上金については手続きに沿って豊島区社会福祉協議会に寄付した。

②学習支援教室（王子キャンパス）

学習支援教室は本学学生が10名程度、参加する児童等10名程度で月2回、コンスタントに実施している。連携する北区社会福祉協議会の職員の訪問もあった。

③各事業所との交流（名古屋キャンパス）

名古屋市内西区及び美浜町にある医療法人及び社会福祉法人、NPO法人へ学生が赴き、各事業所にてサービス利用者との交流や施設見学等を実施した。（名古屋キャンパス）

（5）高大連携講座について

伊勢崎キャンパスでは、県内外高等学校にて出前授業を実施するとともに、近隣高等学校の一つである群馬県立伊勢崎清明高校にて、探究授業における大学生メンター事業を展開した。令和7年度より、単発的な事業展開ではなく、大学生メンターによる継続的な授業参加、また最終報告への参加を果たすことができた。

池袋キャンパスでは、都内外高等学校にて出前授業を実施した。

令和7年度は、高校生を招いての高大連携講座の実施はなかったが、高等学校の生徒による

キャンパス見学については、伊勢崎キャンパスで8回、池袋キャンパスで1回実施した。

(6) その他

各キャンパスのある自治体からの要請を受け、審議会委員等へ教員を派遣し自治体活動への協力を行っている。審議会委員等への協力は、本学の各学部・大学院に所属する教員の専門性を自治体活動へ還元するとともに、協力を通じて生み出される新たな連携や協力の創出の機会であると捉え、都道府県、市町村を問わず人材派遣と協力を進めている。令和7年度、伊勢崎キャンパスでは伊勢崎市における15分野の委員に12名の教員を派遣している。

4. 各委員会の活動概要

○ 令和7年度の開催状況

教育研究評議会 14回、全学総務委員会 12回、広報誌編集作業部会 3回、倫理不正防止専門部会 7回、ハラスメント防止・対策専門部会 10回、紀要編集専門部会 5回、地域連携推進専門部会 10回、全学教務委員会 12回、ファカルティ・ディベロップメント専門部会 8回、研究奨励専門部会 4回、福祉実習専門部会 10回、教育実習専門部会 6回、教養教育専門部会 4回、キャリア教育専門部会 8回、アカデミックアドバイザー支援専門部会 2回、カリキュラム編成専門部会 12回、大学院教務専門部会 4回、全学学生支援委員会 11回、学生生活支援専門部会 11回、学生団体支援専門部会 5回、自己点検・評価委員会 11回、全学入試管理委員会（学部）17回、全学入試管理委員会（大学院）15回、図書館運営委員会 4回、日本語別科委員会 7回、通信教育委員会 8回、通信教育教務専門部会 1回、国際交流センター運営委員会 2回、短期留学・短期研修専門部会 2回、交流協定専門部会 1回、留学生教育センター運営委員会 6回、留学生カリキュラム編成専門部会 5回、留学生修学・生活支援専門部会 4回、留学生キャリア形成支援専門部会 3回、留学生と日本人の交流促進専門部会 3回、財務委員会 1回、衛生委員会 12回、保健管理センター運営委員会 1回、危機管理委員会 3回、臨床心理相談室運営委員会 1回、ユニバーサル支援委員会 1回、ユニバーサル支援協議会 2回

5. 学事の概要

(1) 入学式	令和7年4月3日
(2) 創立記念日	令和7年6月26日
(3) 千輝祭（伊勢崎）	令和7年11月1日
(4) 東京福祉大学フェス（オンライン） （池袋・王子合同）	令和7年10月25日
(5) 卒業式	令和8年3月19日

法人運営の概要

1. 法人のガバナンス強化に向けた取り組み

(1) 第三者委員会調査報告書を受けた、再発防止策の推進

本法人は、前理事長の復帰に関連し、本法人の管理運営における不適切な対応を受け、原因の究明、事実認定、責任の所在の明確化及び関係者の処分を行うため、第三者委員会を設置し、令和6年9月に報告書の提出を受けた。

これを受け、同年11月には「学校法人茶屋四郎次郎記念学園に係る第三者委員会調査報告書を受けた責任の所在及び再発防止策」が理事会決定され、改善の進捗を図ることを目的に、モニタリングPTを設置し、現在も継続的な進捗管理のもと、改善施策の推進に努めている。

①理事・監事の交代

私立学校法の改正に伴い認可された改正寄附行為に基づき、令和7年度第2回評議員会(R7.6.27)の終結をもって、理事・監事・評議員全員の任期が満了した。

これに伴い、再発防止策の一環として令和6年11月に制定した「理事・監事・評議員・理事長選任基準規則」に基づき、同評議員会において、新たな理事、評議員、監事の選任を行った。過半数以上の賛同を得て承認され、新体制となる理事会及び評議員会が発足した。

②人事異動

再発防止策に基づき、元理事長との関係が深いと認識される者について、その影響を排除する観点から、コンプライアンスを最優先に遵守する旨の誓約書を提出させた。

さらに、特に元理事長との関係が強いと疑われる者については、令和7年4月1日付で中枢的な職務から異動させた。

③「12の提言」に基づく改善状況

再発防止策では、改善策をより具体性あるものにするため、「12の提言」がなされている。令和7年度も、12の提言に沿って、着実に各施策を進めた。令和7年11月より、進捗状況をホームページで公表している。

(2) 内部統制システムの整備及び運用状況

①関係する決議の概要

私立学校法の改正により、各大学においては、内部統制システムの整備が必要となった。本法人においても、法改正に伴う内部統制構築の一環として、「内部統制基本方針」を策定した。学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして、文部科学省令で定める体制を整備する方針を定め、令和7年度第10回理事会にて決議され、ホームページにおいて公表した。

この方針では、理事会・評議員会の役割と権限の明確化及び適正な運営を確保することや、内部監査部門による定期監査の実施、リスク管理・コンプライアンス・情報管理の体制整備を行うこと、匿名通報窓口の設置を盛り込んでいる。

②運用状況

内部統制基本方針に基づき内部監査室長を配置し、監事、内部監査室と意見交換を持ち、監査計画の前提となる、リスクアセスメント、リスクマップを策定した。

また、令和7年度はコンプライアンス研修を4回実施(R7.9.11、R7.10.2、R7.11.27、

R8.3.26) し、教職員に対するコンプライアンス意識の醸成に努めた。加えて、独立した弁護士が通報を直接受け付けることで、通報者の保護と透明性の確保を図るため、令和7年9月に公益通報の外部窓口設置を設置した。

(3) ガバナンス・コード2.0の対応状況の点検・公表

日本私立大学協会が策定した「日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>」は、学校法人における統治体制、いわゆるコーポレート・ガバナンスをより良くするための基本的指針として示されているものである。

本法人も、ガバナンス・コード2.0への対応状況について、全体的な点検を行い、令和7年度第8回理事会で承認された。その後、点検状況を日本私立大学協会に報告するとともに、本学ホームページにおいて公表した。

点検の結果、「原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理」を除く全ての項目について、「遵守している」と評価した。

2. 法人運営体制の刷新、経営改善計画の策定

(1) 経営改善計画書の策定について

本法人は、令和5年度から令和9年度までの期間において、「集中経営指導法人」として、文部科学省の指導を受けている。指定されて3年目となる令和7年度においても、経営改善計画書を策定し、令和7年7月1日に文部科学省に提出した。

経営改善計画書は、資金ショートリスクへの対応及びこれまでの指摘事項への対応状況を中心に、主に以下の事項を軸に策定した。

- ・資金ショートリスクへの対応策、シミュレーション
- ・人件費の削減方針
- ・組織の募集停止に係る経営判断を行う際の基準設定
- ・外部スポンサーからの支援の活用を含む経営改善方策

また、本経営改善計画書の記載内容について調査するため、令和7年8月27日に、「経営改善計画の進捗状況に関する委員ヒアリング」がオンライン形式で行われ、令和8年3月23日に「経営改善計画の進捗状況に関する調査結果について」が通達された。当該調査結果を踏まえ、取り組みが一定の評価を受けたことから、令和8年度より「集中経営指導法人」から、「経営指導法人」へ移行された。

(2) 学校法人開智学園との大学・法人統合

(8.財務の概要 (3)「経営状況の分析、経営上の成果と課題、今後の方針・対応方策」にて詳述。)

本法人は、令和6年度学校法人運営調査の結果通知の中で、外部スポンサー探索について言及があったことが契機の一つとなり、経営支援者の探索に着手した。

デューデリジェンス等を経て候補を絞り、本法人は令和7年度第12回理事会（令和8年1月16日）において、学校法人開智学園との間で「経営承継に関する協定書」の締結を決議し、続く令和7年度第5回評議員会（令和8年1月26日）にて、理事、監事、評議員を新たに選任し、学校法人開智学園の青木徹理事長が本法人の理事長に就任した。

また、令和7年度第17回理事会では、「学部等設置者変更契約書」「合併契約書」の締結が承認された。

これらの契約に基づき、令和9年4月1日付で大学と法人を統合する計画のもと、文部科学省へ「学部の設置者変更認可申請」、「私立大学等の設置者変更に係る寄附行為変更認可申請」を提出した。

(3) 法人名称の変更

令和7年度第15回理事会において、本法人の名称を変更し「学校法人 開智」とすることが決定され、令和8年3月23日、文部科学省に法人名称変更に係る「寄附行為変更認可申請書」を提出した。

(4) 業務管理室の開設・運用

令和7年4月、本法人におけるIR (Institutional Research) 機能の強化を目的として、「業務管理室」を新たに設置した。業務管理室は、法人全体のIRに関する業務を所掌し、建学の理念から、教育研究力向上のため教育研究に関する情報の収集・調査・分析や、自己点検・評価に関するデータの収集・管理および内部質保証に関するデータの収集・管理に関する業務を担っている。

令和7年度においては、主として自己点検・評価及び内部質保証の基盤となる資料の収集に取り組んだ。

- ・学内の各委員会・部会議事録の収集、会議開催状況の管理
- ・年次計画のとりまとめ
- ・PDCA 報告書のとりまとめ
- ・自己点検・評価報告書作成に付随するエビデンス・データの収集・整理
- ・全学人事委員会議事録の収集、とりまとめ

3. 理事会・評議員会の開催状況

(1) 第1回理事会	(令和7年4月25日)
(2) 第2回理事会・第1回評議員会	(令和7年5月30日)
(3) 第3回理事会	(令和7年6月19日)
(4) 第4回理事会・第2回評議員会	(令和7年6月27日)
(5) 第5回理事会	(令和7年7月25日)
(6) 第6回理事会	(令和7年8月29日)
(7) 第7回理事会	(令和7年9月26日)
(8) 第8回理事会・第3回評議員会	(令和7年10月31日)
(9) 第9回理事会	(令和7年11月28日)
(10) 第10回理事会	(令和7年12月19日)
(11) 第11回理事会	(令和8年1月8日)
(12) 第12回理事会・第4回評議員会	(令和8年1月16日)
(13) 第13回理事会	(令和8年1月23日)
(14) 第14回理事会・第5回評議員会	(令和8年1月26日)
(15) 第15回理事会	(令和8年2月2日)
(16) 第16回理事会・第6回評議員会	(令和8年2月12日)
(17) 第17回理事会・第7回評議員会	(令和8年3月5日)
(18) 第18回理事会	(令和8年3月19日)
(19) 第19回理事会・第8回評議員会	(令和8年3月30日)

4. 規則・規程の整備状況

(1) 学則の変更

①カリキュラム変更に伴う学則変更

「福祉と教育」の履修方法に変更及び留学生向けのキャリア教育科目の名称変更に伴い、

学則の変更を行った。（「教育体制の概要」1.（6）にて詳述。）

② 認証評価での指摘事項に対する学則変更

認証評価での指摘事項を踏まえ、以下の学則変更を行った。

ア.「本学学則第14条 第3項・第4項・第5項の合計が60単位としなければならないものがそれぞれ60単位の認定ができるように読み取れる」との指摘を受け、本学学則第14条 第5項を変更した。

イ.「成績基準について、『大学院要覧』には記載があるが、本学大学院学則に規定されていない」との指摘を受け、本学大学院学則第13条の2を追加した。

（2）諸規則の整備・変更

①公益通報規程の改定

第三者委員会調査報告書における再発防止策の提言を踏まえ、本法人では「公益通報者の保護等に関する規程」の改正を行い、制度の透明性及び実効性の向上を図った。

規程改定の主な内容は、以下の3点である。

ア. 従前は教職員のみを対象としていた、公益通報者の対象に法人役員を追加したこと

イ. 理事に関する通報を受け付けた場合の報告先を、理事長から監事へ変更したこと

ウ. 外部の公益通報窓口を新たに設置

②人事管理委員会規程

第三者委員会調査報告書における再発防止策の提言を踏まえ、教職員人事の透明性と公平性を担保する新たな枠組みとして、人事管理委員会規程を新設した。

恣意的・不公平な人事を防止するための牽制機能を構築するため、人事管理委員会を開設し、教職員の人事管理に関するモニタリング、人事に関する相談の受付、不利益処分に関する審査請求の受付、人事制度の改善に関する提言等を行う。

この人事管理委員会は、理事会の下部に位置する諮問・監理機関として設置し、独立した立場から人事に関する助言・提言を行うことを目的としている。

③定年後再雇用規程

これまで、定年後の再雇用教職員に関する規程が整備されていなかったため、再雇用制度の適切かつ統一的な運用を図るため、新たに規定を制定した。

再雇用時の勤務条件等を法人が定めることができることを明確化し、再雇用後の契約更新は特別の事情がある場合を除き、原則として更新しない旨を定めている。

④理事会運営規程

現行の寄附行為と理事会運営規程について矛盾点があったため、改定が行われた。

⑤事務組織規則の改訂

大学・法人の統合を見据え、事務組織、職制及び職務分掌の柔軟性を高めることを目的とし、事務組織規則の改廃権限を「理事会」から「理事長」に変更した。

⑥教学人事関連規定の改訂

「教員任用規定」「教員任用に関する内規」については、学部間で運用に差異が見られたことから、共通の教員任用に関する基準、細則を定める必要があった。

このため、学部教授会及び研究科委員会において審議・承認を経て、「東京福祉大学教員任用規程」の改訂を行った。

主な変更内容は、存在しない「助手」に関する規程の削除、承認審査基準・手続きの明確化である。

5. 監査について

(1) 内部監査

令和7年度は、業務監査及び公的研究費（以下「科研費」）に関する内部監査を実施した。

業務監査は、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 内部監査規程」に従い、定期監査及び臨時監査を実施した。

定期監査は、発生可能性及び影響度を基準としたリスク評価を行い、リスク値の高かった理事の構成及び理事会の運営等のガバナンスを監査対象とする内部監査計画を作成し、令和7年10月から令和8年2月にかけて、記録の閲覧及び対象部署の職員へヒアリングを実施するなどの方法により行った。

臨時監査は、令和7年11月及び令和8年3月、ハラスメントに関する法令・規程の遵守状況を監査対象として、記録の閲覧及び対象者へヒアリングを実施するなどの方法により行った。

科研費に関する内部監査は、「東京福祉大学 公的研究費運営管理規則」に従い、令和7年10月から令和8年1月にかけて、財務課による自己点検及び申請・発注・納品及び検収等の一連の業務を監査対象として、購入備品の管理状況についてはサンプルを抽出した上で、記録の閲覧及び業務担当職員・対象教員へヒアリングを実施するなどの方法により行った。

なお、監査業務の有効性を図るため、監事と定期的な会議を開催し情報共有を行っている。

(2) 監事監査

令和7年度は、「監事監査規程」及び監査年間計画に基づく監事監査として、業務状況の監査を令和7年10月10日に実施した。同日、理事長及び学長との面談を実施し、理事の業務執行状況についても監査を行い、意見を具申した。また、年間を通じて理事会及び評議員会への出席を行うとともに、令和6年9月13日付プロジェクトチーム報告書の提言に基づく再発防止策の実施状況や令和6年度内部監査結果を受けた是正状況について、また、財産状況の監査では、公認会計士と連携して会計監査を実施した。

6. 認証評価

(1) 追評価に向けての準備について

第3期の令和6年度機関別認証評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合しているとは認められないとの判定を受け、学長および自己点検・評価委員会を中心に課題の整理・分析を行い、改善に向けた取り組みを継続した。

(2) 令和7年度 自己点検評価について

令和7年度の自己点検評価については11月に自己点検・評価報告書を完成し、12月に大学ホームページで公表した。

7. 中長期計画

昨年度の認証評価結果では、認証評価の結果を反映した精緻な中長期計画を策定することが求められていた。令和7年度は、将来計画委員会の下に中長期計画検討会を設け、4度に

亙り検討を重ねてきた。また、各学部や研究科における中長期計画や内部質保証の充実、PDCA サイクルの実質化についても盛り込み、令和7年度から令和11年度までの計画をホームページで公表した。

8. 施設設備の状況について

(1) 伊勢崎キャンパス

令和7年度については、伊勢崎キャンパスでの施設・設備については小規模修繕が中心であった。

- ・防災用備蓄食料と水の入れ替えを実施した。
- ・情報処理学習室のパソコンを更新し、windows11 対応にした。
- ・本館の照明の LED 化を実施。8 月に完了した。

(2) 池袋・王子キャンパス

- ・防災用備蓄食料と水の入れ替えを実施した。(池袋・王子キャンパス)
- ・情報処理学習室のパソコンを更新し、windows11 対応にした。(池袋・王子キャンパス)
- ・建物所有者によるエアコン更新二期工事が実施され、3 月に終了。9 号館全フロアのエアコンの更新が完了した。(池袋キャンパス)
- ・令和7年9月に12号館が設備不良のため、6号館を賃借し、移転した。(6号館は令和8年度秋に解約し、14号館5F、6Fを賃借し、移転する。)(池袋キャンパス)

(3) 名古屋キャンパス

- ・防災用備蓄食料と水の入れ替えを実施した。
- ・情報処理学習室のパソコンを更新し、windows11 対応にした。

9. 財務の概要

(1) 決算の概要

①貸借対照表関係

ア) 貸借対照表の状況と経年比較

貸借対照表は、年度末における財政状態を表した計算書類です。資産と負債、純資産（基本金、繰越収支差額）の状態を表示するものであり、資産の部合計＝負債の部合計＋純資産の部合計となっています。

資産総額は89億1千5百万円で、前年度末に比べて4千9百万円の減少となりました。

固定資産は前年度末に比べて1億2千5百万円増加しました。内訳として有形固定資産は1億1千5百万円減少したのに対して、特定資産が2億4千万円（学友会目的事業引当特定資産）増加しました。

流動資産は前年度末比1億7千5百万円減の12億4千6百万円となりました。うち現金預金は2億2千7百万円減の9億9千3百万円となりました。

負債の部合計は53億2千万円で前年度末に比べて1億6千7百万円減少しました。長期借入金（固定負債）が4億2千5百万円増加し、23億8千3百万円となりました。また、前受金（流動負債）は前年度末比7億4千1百万円減少し、18億7千9百万円となりました。令和8年4月入学者数の減少が主な要因です。また、学校法人会計基準の改正により、引当金の計上基準が明確化されたことに伴い、賞与引当金（流動負債）を5千8百万円計上しました。

純資産の部では、基本金が108億4千4百万円で前年度末比1億1千3百万円の増加となりました。新規取得や借入金返済に伴い1億3千8百万円を組み入れた一方、除却や売却により2千4百万円を取り崩しました。基本金と繰越収支差額の合計である純資産の部合計は35億9千5百万円となりました。

	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末	(単位 千円) 増減 (7年度－6年度)
固定資産	13,058,107	10,598,330	7,717,452	7,543,605	7,669,352	125,747
流動資産	1,596,358	1,092,963	1,447,941	1,421,822	1,246,243	△175,578
資産の部合計	14,654,465	11,691,293	9,165,393	8,965,427	8,915,595	△49,831
固定負債	5,206,962	3,334,906	2,222,074	2,194,011	2,612,792	418,782
流動負債	3,148,901	2,707,356	3,285,321	3,293,996	2,707,782	△586,214
負債の部合計	8,355,863	6,042,261	5,507,395	5,488,006	5,320,574	△167,433
基本金	13,200,444	12,869,316	10,742,661	10,731,147	10,844,730	113,583
繰越収支差額	△6,901,842	△7,220,285	△7,084,663	△7,253,727	△7,249,709	4,018
純資産の部合計	6,298,602	5,649,031	3,657,998	3,477,420	3,595,021	117,601
負債及び純資産の部合計	14,654,465	11,691,293	9,165,393	8,965,427	8,915,595	△49,831

イ) 財務比率の経年推移

	比 率	計 算 式	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	運用資産余裕比率	$\frac{\text{運用資産}-\text{外部負債}}{\text{経常支出}}$	△0.5年	△0.3年	△0.1年	△0.1年	△0.2年
2	流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	50.7%	40.4%	44.1%	43.2%	46.0%
3	総負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{総資産}}$	57.0%	51.7%	60.1%	61.2%	59.7%
4	前受金保有率	$\frac{\text{現金預金}}{\text{前受金}}$	52.2%	42.2%	49.6%	46.6%	52.8%
5	基本金比率	$\frac{\text{基本金}}{\text{基本金要組入額}}$	72.7%	80.8%	84.6%	84.5%	84.9%
6	積立率	$\frac{\text{運用資産}}{\text{要積立額}}$	29.0%	19.5%	26.9%	25.3%	24.7%

②事業活動収支計算書関係

ア) 事業活動収支計算書の状況と経年比較

事業活動収支計算書は、教育活動収支、教育活動外収支、特別収支の三つの活動に対応する事業活動収入・支出の内容及び均衡を明らかにするものです。三つの活動ごとに収入と支出を計上し、差額計算を行い、基本金組入前当年度収支差額を算出し、そこから基本金（学校法人が諸活動の計画に基づき、教育研究の維持・充実に必要な資産を継続的に保持するための金額）に組み入れる額を控除し、当年度収支差額を算出します。

○経常収支（教育活動収支・教育活動外収支）

学生生徒等納付金、手数料、寄付金、経常費等補助金等の教育活動収入計は、前年度比 4 億 2 千 8 百万円増の 64 億 1 千 8 百万円となりました。学生生徒等納付金が前年度比 1 億 3 千万円増、寄付金が 2 億 4 千 1 百万円増でした。また、私立大学等経常費補助金が 7 年ぶりに交付されました（5 千 7 百万円）。

人件費、教育研究経費、管理経費等の教育活動支出は、前年度比 5 千 5 百万円増の 61 億 7 千 5 百万円となりました。人件費では、本務教員人件費・本務職員人件費が減少した一方、退職者の増加により退職金が前年度比 9 千万円増加したほか、学校法人会計基準の改正に伴い賞与引当金繰入額を 5 千 8 百万円計上しました。教育研究経費では、賃借料や報酬委託手数料が減少した一方、修学支援新制度に代わる本学独自の授業料等減免制度の導入などにより奨学費が 2 億 3 千 5 百万円増加しました。管理経費では広報費や報酬委託手数料の削減により前年度比 5 千 6 百万円の減少でした。

受取利息・配当金等の教育活動外収入計は 2 百万円、借入金等利息の教育活動外支出計は 5 千 3 百万円で、教育活動外収支差額は△5 千 1 百万円となりました。

この結果、経常収支差額は前年度比 3 億 6 千 8 百万円増の 1 億 9 千 1 百万円（7 期ぶりのプラス）となりました。

○特別収支

学校法人会計基準の改正に伴う賞与引当金特別繰入額を 6 千万円計上したほか、固定資産の除却に伴う資産処分差額 1 千 3 百万円計上し、特別収支差額は△7 千 3 百万円となりました。

以上から、基本金組入前当年度収支差額は 1 億 1 千 7 百万円、基本金組入後の当年度収支差額は△2 千万円、翌年度繰越収支差額は△72 億 4 千 9 百万円となりました。

(単位 千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減 (7年度-6年度)
教育活動収支	事業活動収入の部						
	学生生徒等納付金	5,868,711	5,501,992	4,919,113	5,581,099	5,711,379	130,280
	手数料	93,992	85,247	91,034	120,800	99,907	△20,893
	寄付金	201,000	547	655	100	241,100	241,000
	経常費等補助金	222,545	217,394	190,111	177,931	176,149	△1,782
	付随事業収入	0	0	0	0	0	0
	雑収入	116,913	75,859	83,210	109,360	189,722	80,362
	教育活動収入計	6,503,160	5,881,039	5,284,124	5,989,290	6,418,258	428,968
	事業活動支出の部						
	人件費	3,525,575	3,178,139	3,038,407	2,563,392	2,563,776	383
	教育研究経費	2,705,875	2,700,464	2,667,115	2,685,790	2,792,458	106,668
	管理経費	794,694	837,617	1,063,641	864,006	807,472	△56,534
	徴収不能額等	24,530	7,564	2,813	6,894	12,186	5,291
	教育活動支出計	7,050,674	6,723,784	6,771,975	6,120,083	6,175,892	55,809
	教育活動収支差額	△547,513	△842,745	△1,487,852	△130,793	242,366	373,159
教育活動外収支	事業活動収入の部						
	受取利息・配当金	16	15	15	525	2,165	1,639
	その他の教育活動外収入	2,000	148,759	0	0	0	0
	教育活動外収入計	2,016	148,773	15	525	2,165	1,639
	事業活動支出の部						
	借入金等利息	49,658	61,889	47,123	47,010	53,431	6,421
	その他の教育活動外支出	0	0	0	0	0	0
	教育活動外支出計	49,658	61,889	47,123	47,010	53,431	6,421
	教育活動外収支差額	△47,642	86,885	△47,108	△46,485	△51,267	△4,782
経常収支差額		△595,155	△755,860	△1,534,960	△177,277	191,099	368,377
特別収支	事業活動収入の部						
	資産売却差額	7,959	105,289	990	0	473	473
	その他の特別収入	2,930	1,000	0	0	0	0
	特別収入計	10,889	106,289	990	0	473	473
	事業活動支出の部						
	資産処分差額	67,161	0	457,063	3,300	13,816	10,516
	その他の特別支出	0	0	1	0	60,155	60,155
	特別支出計	67,161	0	457,064	3,300	73,971	70,671
	特別収支差額	△56,272	106,289	△456,074	△3,300	△73,498	△70,198
基本金組入前当年度収支差額		△651,427	△649,571	△1,991,034	△180,578	117,601	298,179
基本金組入額合計		△58,797	△156,058	△100,557	△53,115	△138,389	△85,274
当年度収支差額		△710,223	△805,628	△2,091,590	△233,693	△20,788	212,905
前年度繰越収支差額		△6,464,236	△6,901,842	△7,220,285	△7,084,663	△7,253,727	△169,064
基本金取崩額		272,618	487,185	2,227,212	64,629	24,806	△39,822
翌年度繰越収支差額		△6,901,842	△7,220,285	△7,084,663	△7,253,727	△7,249,709	4,018
(参考)							
事業活動収入計		6,516,066	6,136,102	5,285,129	5,989,815	6,420,896	431,080
事業活動支出計		7,167,493	6,785,672	7,276,162	6,170,393	6,303,294	132,901

イ) 財務比率の経年比較

	比 率	計 算 式	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{経常収入}}$	54.2%	52.7%	57.5%	42.8%	39.9%
2	教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{経常収入}}$	41.6%	44.8%	50.5%	44.8%	43.5%
3	管理経費比率	$\frac{\text{管理経費}}{\text{経常収入}}$	12.2%	13.9%	20.1%	14.4%	12.6%
4	事業活動収支差額比率	$\frac{\text{基本金組入前当年度収支差額}}{\text{事業活動収入}}$	△10.0%	△10.6%	△37.7%	△3.0%	1.8%
5	学生生徒等納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{経常収入}}$	90.2%	91.2%	93.1%	93.2%	89.0%
6	経常収支差額比率	$\frac{\text{経常収支差額}}{\text{経常収入}}$	△9.1%	△12.5%	△29.0%	△3.0%	3.0%

③資金収支計算書関係

ア) 資金収支計算書の状況と経年比較

資金収支計算書は、当該会計年度の学園の諸活動に対応するすべての資金収入と資金支出の内容を明らかにし、当該会計年度末における支払資金（現金預金）の顛末を明らかにするものです。

前年度繰越支払資金を除いた当年度収入は65億1千7百万円で前年度比4億2千5百万円の増収でした。学生生徒等納付金収入や寄附金収入、借入金等収入が増えた一方、前受金収入が7億4千1百万円と大きく減少しました。翌年度繰越支払資金を除く当年度支出は67億4千5百万円で前年度比5億8千2百万円増加しました。ここには特定資産繰入支出2億4千万円が含まれています。

以上の結果、収支差額は2億2千7百万円の支出超過となり、翌年度繰越支払資金（貸借対照表の流動資産の現金預金の額と一致）は9億9千3百万円となりました。

(単位 千円)

収入の部	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減 (7年度-6年度)
学生生徒等納付金収入	5,868,711	5,501,992	4,919,113	5,581,099	5,711,379	130,280
手数料収入	93,992	85,247	91,034	120,800	99,897	△20,903
寄付金収入	201,000	547	655	100	241,100	241,000
補助金収入	222,545	218,394	190,111	177,931	176,149	△1,782
資産売却収入	113,719	2,294,840	2,338,990	0	473	473
付随事業・収益事業収入	2,000	148,759	0	0	0	0
受取利息・配当金収入	16	15	15	525	2,165	1,639
雑収入	65,371	75,859	68,581	81,876	164,172	82,295
借入金等収入	77,601	0	0	100,000	920,000	820,000
前受金収入	2,690,962	2,205,132	2,606,467	2,621,089	1,879,581	△741,508
その他の収入	68,397	148,970	304,419	99,534	72,437	△27,097
資金収入調整勘定	△2,769,551	△2,750,548	△2,240,566	△2,690,824	△2,749,779	△58,955
当年度資金収入合計	6,634,763	7,929,207	8,278,819	6,092,130	6,517,573	425,442
前年度繰越支払資金	1,733,436	1,405,572	929,571	1,291,737	1,220,926	△70,811
収入の部合計	8,368,199	9,334,779	9,208,390	7,383,867	7,738,499	354,632

支出の部	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減 (7年度-6年度)
人件費支出	3,525,575	3,161,186	3,038,407	2,563,392	2,565,640	2,247
教育研究経費支出	2,411,013	2,420,460	2,460,443	2,493,717	2,600,895	107,178
管理経費支出	767,070	819,161	1,047,557	852,391	794,245	△58,146
借入金等利息支出	49,658	61,889	47,123	47,010	53,431	6,421
借入金等返済支出	77,601	1,888,777	1,100,124	100,000	494,462	394,462
施設関係支出	12,100	1,881	3,630	0	8,646	8,646
設備関係支出	61,250	51,194	33,252	50,738	87,176	36,439
資産運用支出	0	0	0	0	240,000	240,000
その他の支出	511,540	572,273	655,033	497,413	503,708	6,295
資金支出調整勘定	△453,179	△571,611	△468,916	△441,720	△602,726	△161,006
当年度資金支出合計	6,962,627	8,405,208	7,916,653	6,162,941	6,745,478	582,537
翌年度繰越支払資金	1,405,572	929,571	1,291,737	1,220,926	993,020	△227,906
支出の部合計	8,368,199	9,334,779	9,208,390	7,383,867	7,738,499	354,632

イ) 活動区分資金収支計算書の状況と経年比較

活動区分資金収支計算書は、資金収支計算書を「教育活動」、「施設整備等活動」、「その他の活動」の三つの活動区分に分け、活動ごとの資金の流れを明らかにするものです。

教育活動資金収入計は63億9千2百万円、教育活動支出計は59億6千万円で、差引4億3千1百万円となり、調整勘定等△6億5千3百万円を加味した教育活動資金収支差額は△2億2千2百万円でした。

施設整備等活動資金収入計は47万3千円、施設整備等活動資金支出は3億3千5百万円で、差引△3億3千5百万円となり、調整勘定等△8百万円を加味した施設整備等活動資金収支差額は△3億4千3百万円でした。

その他の活動資金収入は、借入金等収入や受取利息・配当金であり、計10億2千万円でした。その他の活動資金支出は借入金等返済支出や借入金等利息支出であり、計7億3百万円でした。

以上の結果、支払資金は2億2千7百万円減少し、翌年度繰越支払資金は9億9千3百万円となりました。

(単位 千円)						
科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	増減 (7年度-6年度)
教育活動による資金収支						
教育活動資金収入計	6,451,619	5,881,039	5,269,495	5,961,806	6,392,697	430,891
教育活動資金支出計	6,703,658	6,400,807	6,546,407	5,909,501	5,960,780	51,279
差引	△252,039	△519,767	△1,276,913	52,306	431,917	379,611
調整勘定等	△318,023	△169,486	343,525	△90,775	△653,983	△563,208
教育活動資金収支差額	△570,061	△689,253	△933,388	△38,470	△222,066	△183,596
施設整備等活動による資金収支						
施設整備等活動資金収入計	113,719	2,295,840	2,338,990	0	473	473
施設整備等活動資金支出計	73,350	53,075	36,882	50,738	335,822	285,085
差引	40,369	2,242,765	2,302,108	△50,738	△335,349	△284,612
調整勘定等	234,223	△239,971	△781	8,622	△8,094	△16,716
施設整備等活動資金収支差額	274,592	2,002,794	2,301,327	△42,115	△343,443	△301,328
小計 (教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)	△295,469	1,313,541	1,367,939	△80,585	△565,509	△484,924
その他の活動による資金収支						
その他の活動資金収入計	100,173	254,874	249,514	171,173	1,020,752	849,579
その他の活動資金支出計	131,673	2,062,293	1,247,752	161,909	703,519	541,610
差引	△31,500	△1,807,419	△998,238	9,264	317,234	307,970
調整勘定等	△896	17,876	△7,535	510	20,370	19,860
その他の活動資金収支差額	△32,395	△1,789,543	△1,005,773	9,774	337,603	327,829
支払資金の増減額 (小計+その他の活動資金収支差額)	△327,864	△476,001	362,166	△70,811	△227,906	△157,095
前年度繰越支払資金	1,733,436	1,405,572	929,571	1,291,737	1,220,926	△70,811
翌年度繰越支払資金	1,405,572	929,571	1,291,737	1,220,926	993,020	△227,906

ウ) 財務比率の経年比較

	比 率	計算式	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	教育活動資金収支差額比率	$\frac{\text{教育活動資金収支差額}}{\text{教育活動資金収入計}}$	△8.8%	△11.7%	△17.7%	△0.6%	△3.5%

(2) その他

①資産運用の状況

該当なし

②学校債の状況

該当なし

③寄付金の状況

寄付者	一/特	寄付額（円）	備考
株式会社栗食	一般	100,000	伊勢崎市に本社を置く企業。本学卒業生の就職実績があるご縁で2年連続のご寄付
一般社団法人白珪社	特別	1,000,000	石川美智子教授（心理学部）への研究助成金
東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 学友会	特別	240,000,000	学生の課外活動や学内行事への支援、学修環境の維持・拡充への寄付

④補助金の状況

内容	補助金額（円）	備考
私立大学等経常費補助金	57,782,000	7年ぶりの交付
授業料等減免交付金	117,850,000	令和7年4月1日より修学支援新制度の対象機関でなくなったため、学部2年生から4年生が補助対象
東京都私立学校等結核予防費補助金	517,469	

⑤収益事業の状況

該当なし

(3) 経営状況の分析、経営上の成果と課題、今後の方針・対応方策

当学園は、ガバナンス上の問題を繰り返し発生させたことにより、令和元年度以降、私立大学等経常費補助金の全額不交付が続き、コロナ禍による留学生入学者数の激減も相まって、財務状況が急激に悪化しました。そのため、校舎の売却や借入金の返済猶予、賞与をはじめとする人件費の抑制や経費削減等により、経営の継続に必要な資金を捻出してきました。

一方、大学存続のためには経営支援者が必要との認識のもとスポンサーの探索に着手し、必要な手続きを経て、令和8年1月16日開催の理事会において、学校法人開智学園との間で「経営承継に関する協定書」を締結することについて決議し、同日付で締結いたしました。その後、令和8年1月26日開催の評議員会（理事選任機関）での選任の結果、学校法人開智学園の役員等関係者が理事会の過半数を占めたことにより当法人は学校法人開智学園の子法人となり、さらに令和8年3月5日開催の理事会では、「学部等設置者変更契約」及び「合併契約」を締結することについて決議し、同日付で締結いたしました。法人及び大学の統合に向けて、令和

9年4月1日付で当法人が設置する東京福祉大学の大学院、すべての学部及び短期大学部を学校法人開智学園へ譲渡し、設置者を学校法人開智学園に変更するための認可申請が、令和8年4月8日付で文部科学省大学設置・学校法人審議会へ諮問されております。

これらの一連の取り組みにより当面の資金ショートリスクは回避できるようになりましたが、学納金収入の確保と経費支出の不断の見直し、運営体制の効率化等により経常黒字を安定的に生み出し、学修環境の維持更新と教職員の処遇向上につなぐことができる経営構造の確立が急務であります。

以上